資料２

松本市における
再犯防止の取組みについて

第２期再犯防止推進計画
重層的支援体制整備事業による支援

長野県松本市　福祉政策課

令和８年１０月１３日

目次

1 松本市の概要

2 第２期再犯防止推進計画

3 重層的支援体制整備事業による支援

松本市の概要

松本市の概要

- 人口　231,082人（令和8年9月1日現在）
- 面積　978.47平方キロメートル（平成26年10月1日現在、県内1位の広さ）
- 広さ　東西　52.2キロメートル　　南北　41.3キロメートル
- 標高　592.21メートル
- 市政施行　明治40年5月1日
- 中核市移行　令和3年4月

第２期再犯防止推進計画

1 計画策定の背景

「再犯」を防ぐことは、安全・安心な社会づくりの重要課題です

- 刑法犯の認知件数は令和４年から増加に転じています
- 長野県や松本市においても同様の傾向があります
- **再犯者率は近年 50% に近づいています**
- 国は「再犯防止推進法」（平成28年）を施行し計画を策定

市町村には計画策定の努力義務があります

2 計画の位置づけ

「みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる」を基本理念とする

- **第５期地域福祉計画に本計画を含めて推進しています**
- 誰もが安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現
- 再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 再犯防止等の推進は、立ち直ろうとする人の支えである
- 受け入れることのできる地域共生社会の実現に必要な取り組みである

3 犯罪の情勢と現状の課題

安定した「住まい」と「仕事」、地域での孤立防止が鍵です

- **刑務所再入所者の約7割は、再犯時に無職でした**
- **無職者の再犯者率は、有職者の約3倍にのぼります**

高齢者・障がいのある方など支援が必要な方への対応

- 社会からの孤立・生きづらさが再犯の一因になります
- 更生保護の担い手（特に保護司）の確保が課題です

4 計画の基本方針

誰もが支え合う地域共生社会を目指し、5つの取組を推進します

- 民間ボランティア団体等との連携
- 公的機関・関係機関等との連携
- 生活環境の調整・相談支援等
- 安全で安心なまちづくりの推進
- 広報・啓発活動の推進

5 地域で支える連携体制

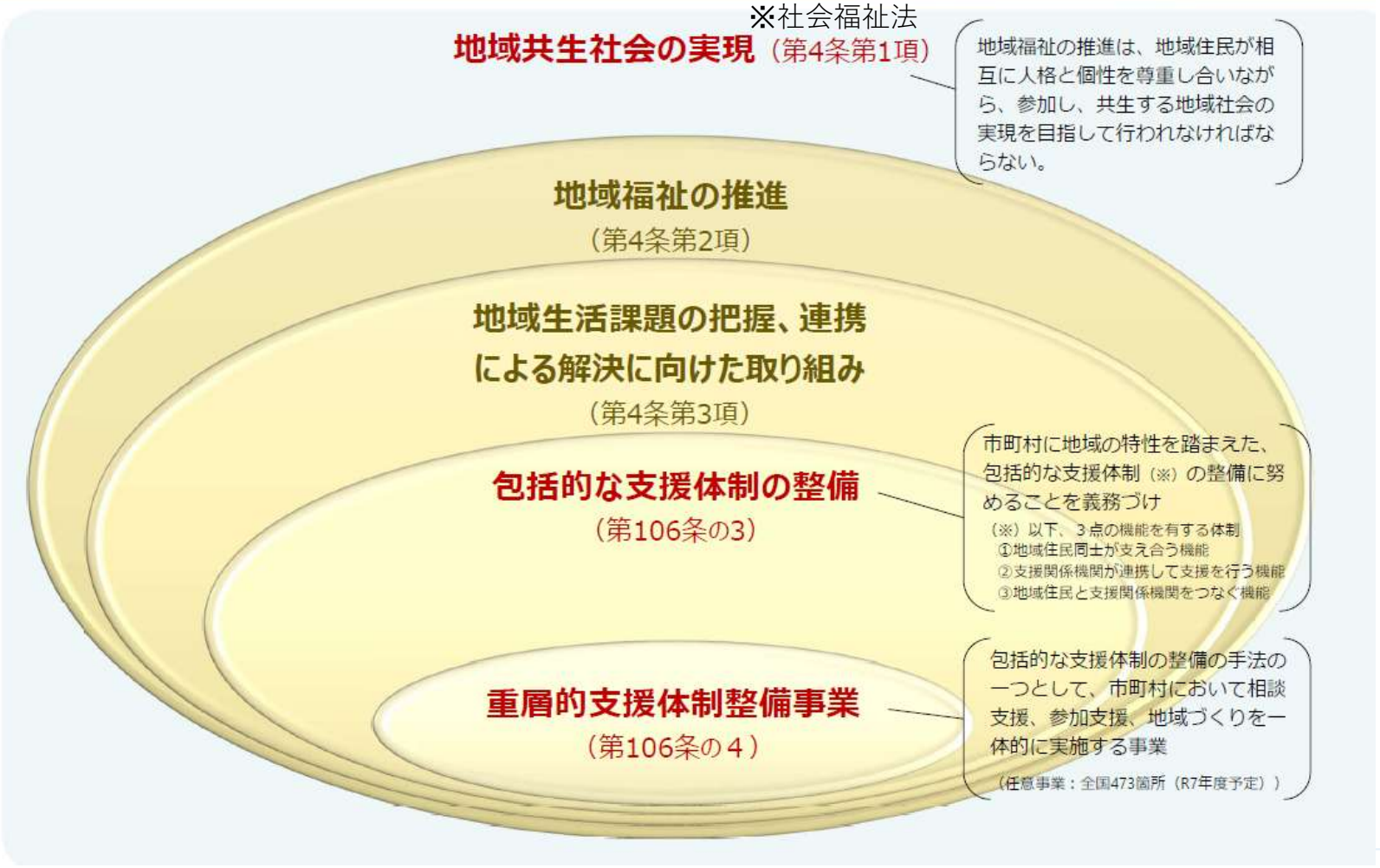
更生保護を担う団体	司法・教育の関係機関	福祉・地域の関係者
保護司会 更生保護女性会 BBS会 協力雇用主会[そえ木の会] 更生保護施設みすず寮	長野県保護観察所 松本少年刑務所 学校・教育機関 矯正施設所在自治体会議	市の福祉・住宅・相談部門 民生委員・児童委員 社会福祉協議会 福祉・医療機関、地域団体

「社会を明るくする運動」のネットワークを活用し、情報と課題を共有します

重層的支援体制整備事業による支援

地域共生社会の実現に向けた取組
（包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業）

※社会福祉法



厚生労働省HP　第６回地域共生社会の在り方検討会議　資料２より（https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001338711.pdf）

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の３）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。

（※）社会福祉法第106条の３柱書の規定
市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（１～３号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

≪イメージ図≫



≪現行条文との関係≫

◎106条の３第１項第３号

三　生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎106条の３第１項第２号後段

二　地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎106条の３第１項第１号・２号前段

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

（注１）**地域住民等**：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（４条２項）　**支援関係機関**：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（４条３項）
（注２）包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

厚生労働省HP「地域共生社会の推進」より（https://www.mhlw.go.jp/content/001548694.pdf）

全世代型個別支援事業（多機関協働担当事業）で扱うケースのイメージ図



「重層的（誰も取り残さない全世代）支援体制整備事業」の概要

Ⅰ　個々の課題にチームで伴走支援（相談支援事業、アウトリーチ）

Ⅱ　狭間の課題などを全世代型個別支援（多機関協働事業）

Ⅲ　誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援
（参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業）

重層的支援体制整備事業による支援

相談支援	参加支援	地域づくり
属性や世代を問わず相談を受け止め、必要な機関につなぎます	就労や居場所など、本人に合った社会とのつながりを支えます	見守りや交流の場を育て、孤立しにくい地域を作ります

包括的相談支援
多機関協働事業

地域づくりに向けた支援事業

ひきこもり等社会参加サポート事業
（アウトリーチに向けた継続的支援事業・参加支援事業）

松本市
重層的支援体制整備事業概要

Ⅰ 個々の課題にチームで伴走支援
（相談支援事業、アウトリーチ事業）

狭間の課題
複雑化・複合化した課題

Ⅱ 狭間の課題などを全世代型個別支援
（多機関協働事業）⇒ 福祉政策課が調整

支援会議などにより調整

- 福祉分野（高齢・障がい・子ども・生活困窮）ケースワーカー
 保健師など
- 高齢者分野（高齢福祉課、西部福祉課）
 地域包括支援センター（地域包括支援センター）
- 障がい者分野（障がい福祉課、西部福祉課、こども福祉課）
 障害者相談支援事業（総合相談支援センター）
- 子ども・子育て分野（こども育成課、保育課、健康づくり課）
 利用者支援事業
 （子育てｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ、保育ｺﾝｼｪﾙｼﾞｭ、母子保健ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ）
- 生活困窮分野（生活福祉課）
 生活困窮者自立相談支援事業
 （生活困窮者自立相談事業所）
- その他の分野・関係相談窓口など
 行政だけでなく社会福祉法人やＮＰＯ、民間団体なども

課題を抱える本人・世帯等

民生委員等

初期相談体制の強化

35地区
地区担当保健師
地域包括支援センター職員
地区生活支援員
地区福祉ひろばコーディネーター
などが連携強化



相談・課題等発見

Ⅲ誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援
（参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業）

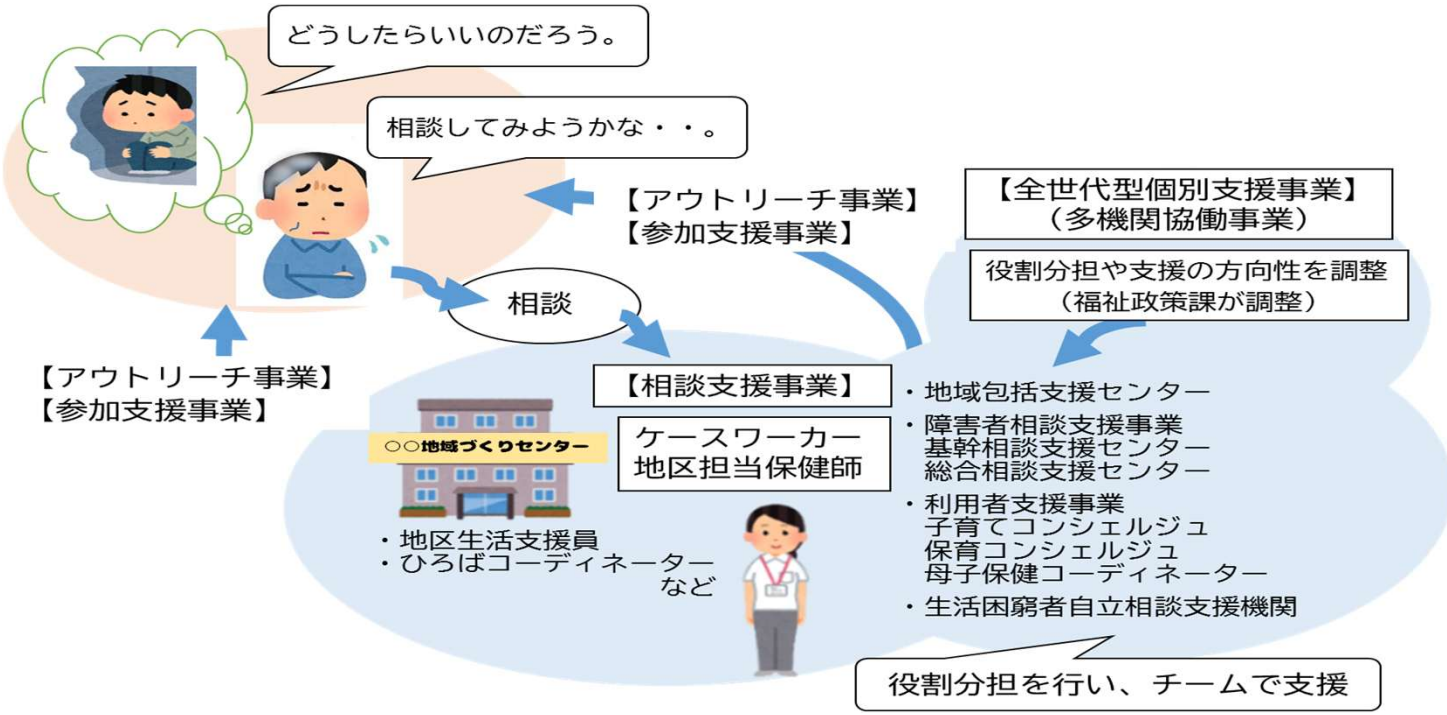


公的制度	
高齢者	地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業
障がい者	地域活動支援センター事業
子ども	地域子育て支援拠点事業(こどもプラザ・つどいの広場)
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業（５年度新規）
地域における支援	
福祉ひろば事業をはじめとした「通いの場」や「支え合いの関係づくり」	

Ⅰ　個々の課題にチームで伴走支援
（相談支援事業、アウトリーチ事業）

これまでの相談支援体制を活用して、①35地区を単位とした初期相談体制を強化、
②既存分野の連携強化　により、属性や世代を問わない相談支援体制づくりを進めます。

⑴　35地区を単位とした初期相談体制を強化
⑵　既存分野（高齢・障がい・こども・生活困窮など）が連携して「チーム」で対応
⑶　必要な支援が届いていない人への伴走支援を強化



ひきこもり等社会参加サポート事業

- **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**

- **参加支援事業**



Ｒ７年１０月から
伴走コーディネーターとして
事業委託を開始
（松本市社協 および
NPO法人グランド・リッシュ）

Ⅱ　狭間の課題などを全世代型個別支援（多機関協働事業）

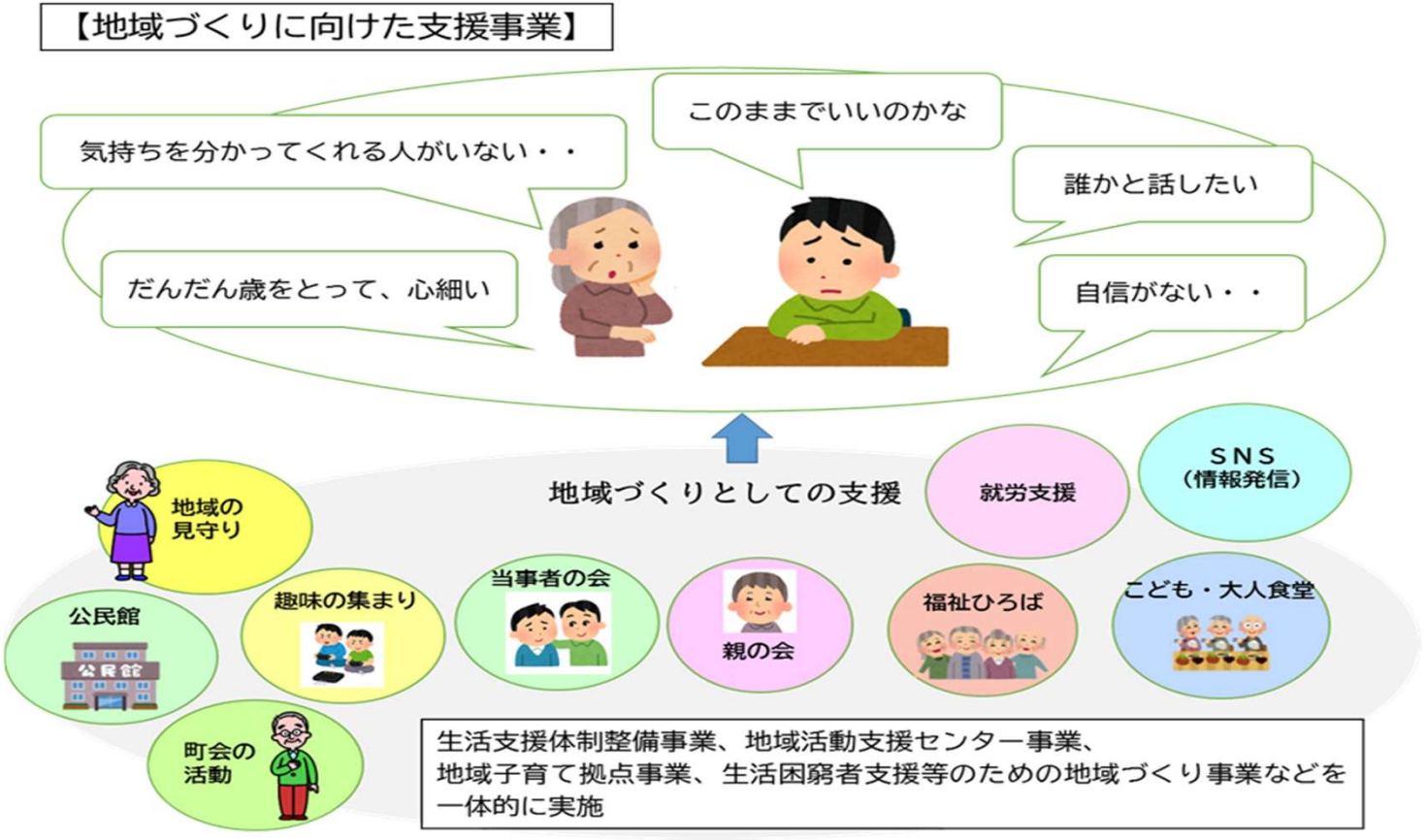
相談支援に携わる機関等で受け止めた相談のうち、狭間の課題、複雑化・複合化した課題などについて、支援機関の役割分担、支援の方向性を整理するなど行います。



Ⅲ　誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援
（参加支援事業、地域づくりに向けた支援事業）

公的支援や地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

⑴　公的支援と地域の社会資源とを組合せて支援
⑵　フォローアップ
⑶　誰もが参加でき交流できる場づくりの支援



地域共生社会に向けた地域づくりのイメージ

楽しむ・遊ぶ

町会で

地域で

自分の好きな

場所で

やりたいこと

を中心に

気にかける、声をかけられる、挨拶する、話を聞ける、助けられる








通いの場・つながる場・楽しみの場・声がけなどの営みの中で






愚痴を言える、助けてと言える、相談したい人の顔が浮かぶ、わからないことを聞ける、助けてほしいと言える








共感を連鎖させる。ここを育てていく

人と人とのつながりが、セーフティネットになる。
どちらかではなく、どちらも　お互いに。

４つの連携会議

１　庁内支援チーム

・包括的相談支援庁内推進チーム

・地域つながりづくり庁内支援チーム

２　関係団体とオブザーバー参加

・包括的相談支援関係者連絡会

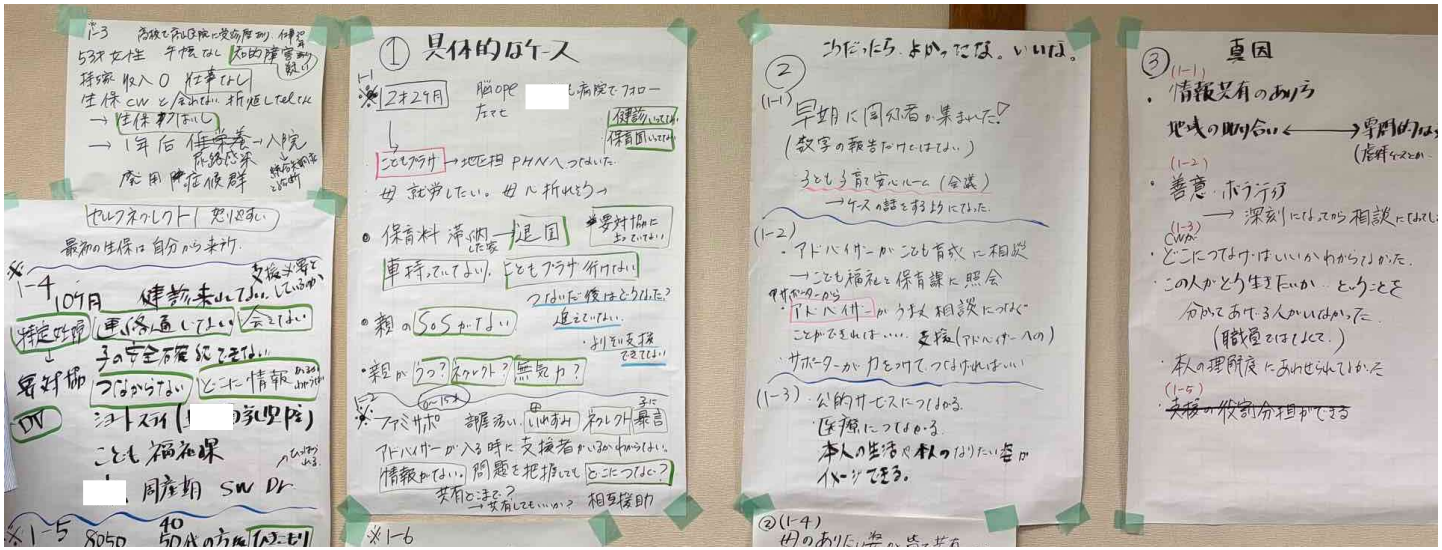
・地域つながりづくり関係者連絡会

孤立孤独予防対策地域協議会を兼ねる。少年刑務所へ委員を依頼

何のために重層をやるのか、もう一度みんなで考えるために



今年度
エントリー！
福祉事務所業務を
中心に、庁内で
部局を超えて、
やりたい人が参加
している。
今年度の連携会議
は、これを中心に
行うことに決定。



つながらない、つながりづらいケースについて、振り返りをみんなで行う。





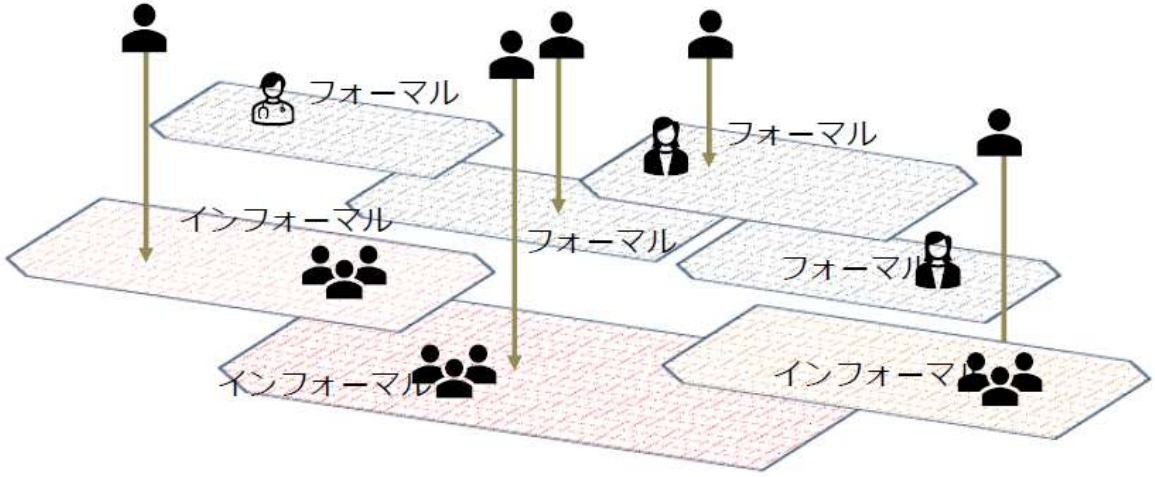
これについて、メンターから助言をもらいながら、今進めているところです。

「重層的支援」体制を構築するとはどういうことか（豊明市の考え方）

気づきの重層化 と **支援(支え)**の重層化

フォーマル、インフォーマルなセーフティネットを多層化し、
多方面に張り巡らせるために、関係機関や地域社会に働きかけを行うこと。
それにより、生活課題を抱えた人への気づきを促し、支えを充実させていくこと。

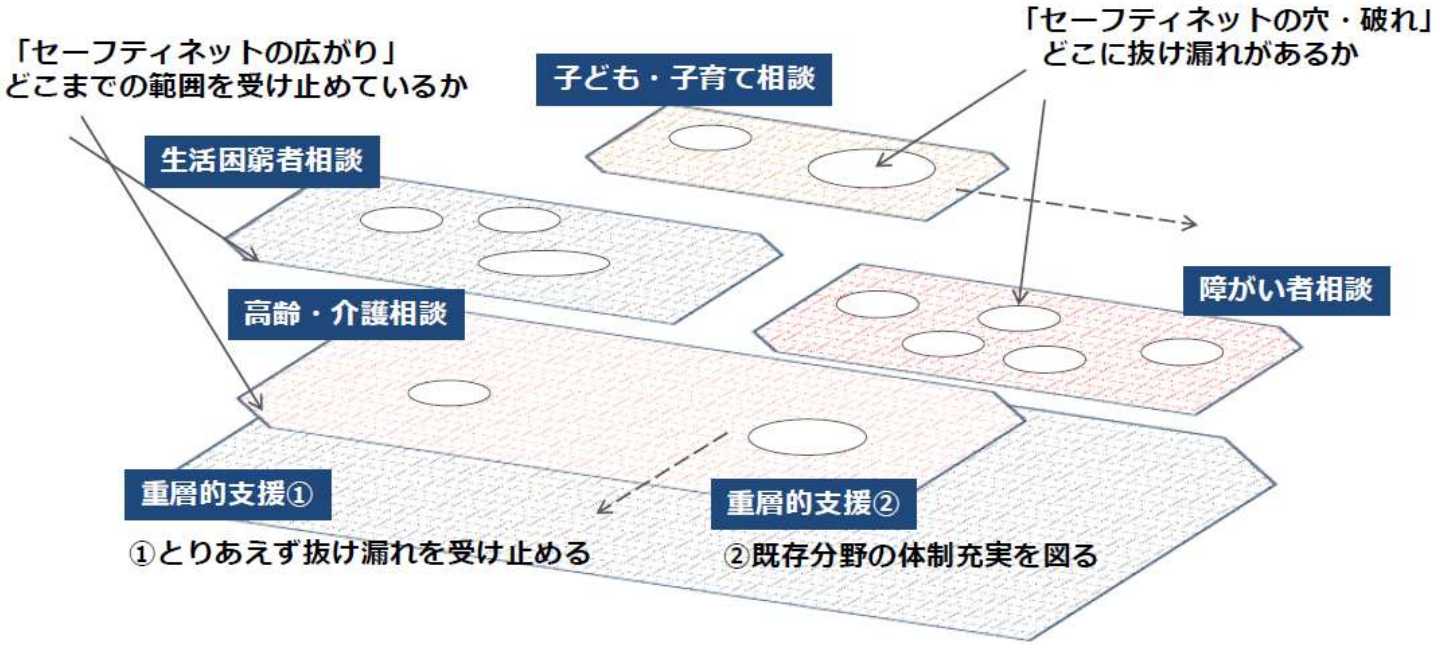
社会のセーフティネットを強化していくこと



重層的支援体制を構築に必要な視点（豊明市の考え方）

それぞれの分野の相談支援体制（セーフティネット）は、**どこまでを受け止め、どこに「穴」があるのかを把握し、とりあえずは受け止める**

わがまちの支援体制は、**どの分野が弱くて、どの分野が強いのか**を見極め、あるべき支援に向けた**各分野の組織体制（機構改革、予算等）を継続的に検討**していく



でも、やっぱり顔が見える関係は大事！

包括的支援体制推進研修会など

子ども・障がい・生活困窮・高齢の様々な相談支援機関や、地域で市民活動を行っている団体の代表者等と一緒に、テーマを決めて研修を行っている。

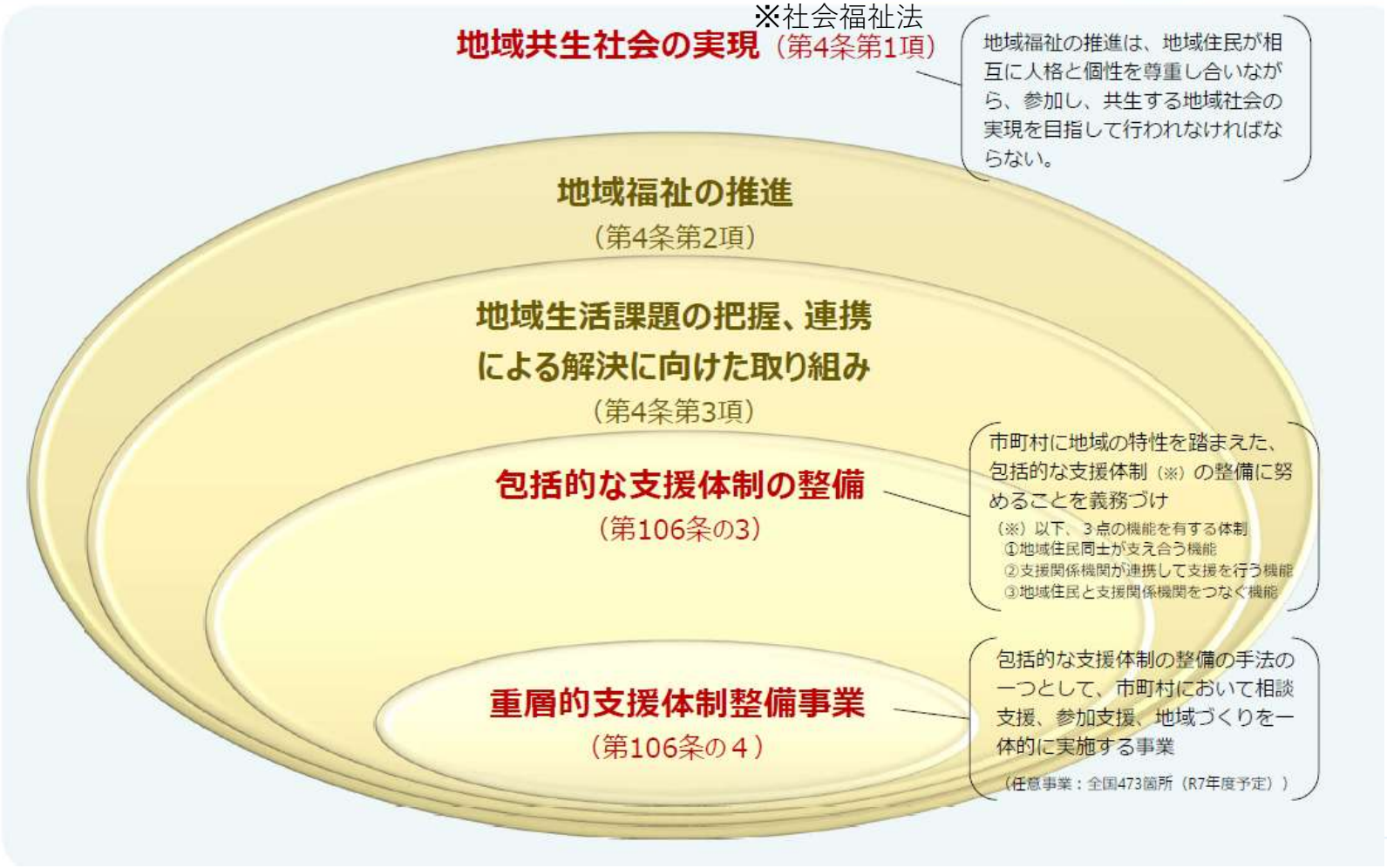




連携とは

関わる全員が、チーム全体の支援目標を共有しながら、
自分の持ち場でその役割を果たすことで、
全体の目標達成に寄与すること。

地域共生社会の実現に向けた取組
（包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業）



厚生労働省HP　第６回地域共生社会の在り方検討会議　資料２より（https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001338711.pdf）

ご清聴
ありがとうございました。